

(法第15条関係)

代行運転役務の提供に関する説明書 (例)

代行株

長野市西和田123-1

電話026-233-0110

運転代行業務従事者の氏名	
適用する料金の内容	基本料金 kmまで2,000円 その後 mごとに300円 料金算定の基礎となる代行運転料は で計測します
適用する自動車運転代行業約款	当社は、国土交通大臣が定めて公示した「標準自動車運転代行約款」(平成14年5月17日公示第455号)を適用しています。概略は裏面に記載しています。
その他：随伴自動車により旅客自動車運送事業に該当する行為は行えません。	

(裏面の例)

注) 各社の状況に応じて必要と認める事項を記載して下さい。

標準自動車運転代行約款の抜粋

1. 運行の安全確保のために行う係員の指示には従って下さい。
2. 次の場合には、代行運転役務の提供及びその継続を拒絶する場合があります。
 - ・ 道路交通法、道路運送法等の規定や公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合。
 - ・ 係員が行う運行の安全確保のための指示に従わないとき。
 - ・
3. 当社の代行役務の提供により発生した損害に対しては、賠償する責に任じます。

ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、又は第三者に故意又は過失があったこと並びに代行運転自動車に構造上の欠陥等があったことを証明したときはこの限りではありません。
4. 当社は、利用者の故意若しくは過失等により損害を受けたときは、その損害の賠償を求めます。

注) 「自動車運転代行約款」をご覧になりたい方は係員にお申し付け下さい。